



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

788	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
789	〃	( 〃 ).....	2
790	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
791	指定自立支援医療機関の変更	( 〃 ).....	3
792	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	3
793	〃	( 〃 ).....	4
794	大規模小売店舗の店舗面積の届出	( 〃 ).....	4
795	池の前土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	5
796	土地改良事業変更認可申請の適否決定等	( 〃 ).....	5
797	〃	( 〃 ).....	6
798	〃	( 〃 ).....	6
799	〃	( 〃 ).....	6
800	〃	( 〃 ).....	7
801	〃	( 〃 ).....	7
802	〃	( 〃 ).....	7
803	〃	( 〃 ).....	7
804	〃	( 〃 ).....	8
805	〃	( 〃 ).....	8
806	〃	( 〃 ).....	8
807	〃	( 〃 ).....	8
808	保安林の指定	(森林整備課).....	9
809	保安林の指定施業要件変更予定	( 〃 ).....	9
810	道路の区域変更	(道路保全課).....	10
811	道路の供用開始	( 〃 ).....	10
812	〃	( 〃 ).....	10
813	道路の位置の指定	(都市政策課).....	10
814	〃	( 〃 ).....	11

### ○ 警察本部告示

2	放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等	.....	11
---	--	-------	----

### ○ 公告

	入札公告	(警察本部).....	13
--	------	-------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第788号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年8月4日まで縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成26年6月2日
- 2 名称  
特定非営利活動法人福祉作業所みどりの家
- 3 代表者の氏名  
太田節子
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市土佐町2丁目38番1号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、知的障害者に対して、社会自立援助に関する事業を行い、知的障害者の社会参加に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第789号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年8月4日まで縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成26年6月2日
- 2 名称  
特定非営利活動法人優友会
- 3 代表者の氏名  
舛屋悦一
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県新宮市熊野地1丁目8番1号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害者及びその家族に対して、障害福祉、地域生活支援に関する事業を行い、障害者の自立支援及び社会経済活動への参加に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第790号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグ琴の	和歌山市毛見928-6	桃井康子	平成

浦店

26. 7. 1

## 和歌山県告示第791号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
貴志川リハビリテーション病院	紀の川市貴志川町丸栖1423-3	医療機関の名称	医療法人三車会貴志川紀和病院	貴志川リハビリテーション病院	平成25. 4. 1

## 和歌山県告示第792号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グルメシティ田辺ショッピングセンター  
和歌山県田辺市宝来町24-26

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社プラス 代表取締役 野田正史  
和歌山県田辺市宝来町17番12号

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う小売業者の代表者の変更  
(変更前) 株式会社グルメシティ近畿 代表取締役 佐々木浩  
(変更後) 株式会社グルメシティ近畿 代表取締役 中村茂樹

## 4 変更年月日

平成26年3月12日

## 5 変更した理由

小売業者代表者の変更があったため

## 6 届出年月日

平成26年6月2日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）  
田辺市産業部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成26年6月20日から同年10月20日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第793号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
白浜ショッピングセンター  
和歌山県西牟婁郡白浜町1349-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社プラス 代表取締役 野田正史  
和歌山県田辺市宝来町17番12号  
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う小売業者の代表者の変更  
(変更前) 株式会社グルメシティ近畿 代表取締役 佐々木浩  
(変更後) 株式会社グルメシティ近畿 代表取締役 中村茂樹
- 4 変更年月日  
平成26年3月12日
- 5 変更した理由  
小売業者代表者の変更があったため
- 6 届出年月日  
平成26年6月2日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）  
白浜町観光課（西牟婁郡白浜町1600番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成26年6月20日から同年10月20日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第794号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により

公告する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングパークオークワ  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日1丁目222番地5
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
破産者 株式会社勝浦オークワ  
破産管財人 木村真也  
大阪府大阪市北区西天満4丁目4番18号梅ヶ枝中央ビル7階
- 3 変更した年月日  
平成24年12月21日
- 4 届出年月日  
平成26年6月9日

#### 和歌山県告示第795号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により池の前土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 退任した役員（平成26年4月20日退任）

職名	氏名	住所
理事	宮井芳弘	岩出市山254番地
理事	宮井正治	岩出市山398番地の4
理事	福田茂博	岩出市山334番地
理事	田中新二	岩出市山327番地
理事	明渡隆博	和歌山市中筋日延285番地
理事	山口薫	和歌山市湯屋谷49番地
監事	藤井勝	和歌山市中筋日延290番地
監事	宮井伸幸	岩出市山503番地の2（I-202号）
- 2 就任した役員（平成26年4月21日就任）

職名	氏名	住所
理事	宮井芳弘	岩出市山254番地
理事	宮井正治	岩出市山398番地の4
理事	藤井勝	和歌山市中筋日延290番地
理事	田中新二	岩出市山327番地
理事	松本正和	和歌山市中筋日延248番地
理事	山口薫	和歌山市湯屋谷49番地
監事	福田茂博	岩出市山334番地
監事	宮井伸幸	岩出市山503番地の2（I-202号）

#### 和歌山県告示第796号

六箇井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、

同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年6月23日から同年7月18日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局地域振興部農地課、和歌山市まちづくり局農林水産部耕地課、岩出市事業部土木課

**和歌山県告示第797号**

紀の川左岸土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年6月23日から同年7月18日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局地域振興部農地課、和歌山市まちづくり局農林水産部耕地課、岩出市事業部土木課

**和歌山県告示第798号**

七郷井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年6月23日から同年7月18日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局地域振興部農地課、かつらぎ町建設課

**和歌山県告示第799号**

三谷井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年6月23日から同年7月18日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局地域振興部農地課、かつらぎ町建設課

**和歌山県告示第800号**

新六箇井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年6月23日から同年7月18日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局地域振興部農地課、和歌山市まちづくり局農林水産部耕地課

**和歌山県告示第801号**

安楽川井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年6月23日から同年7月18日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、紀の川市農林商工部農地課

**和歌山県告示第802号**

貴志川土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年6月23日から同年7月18日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、紀の川市農林商工部農地課

**和歌山県告示第803号**

藤崎井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年6月23日から同年7月18日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、和歌山市まちづくり局農林水産部耕地課、岩出市事業部土木課、紀の川市農林商工部農地課

**和歌山県告示第804号**

荒見井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年6月23日から同年7月18日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、紀の川市農林商工部農地課

**和歌山県告示第805号**

小田井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年6月23日から同年7月18日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、岩出市事業部土木課、紀の川市農林商工部農地課、橋本市経済部農林整備課、かつらぎ町建設課

**和歌山県告示806号**

山田ダム土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年6月23日から同年7月18日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、紀の川市農林商工部農地課、海南市まちづくり部建設課、紀美野町建設課

**和歌山県告示第807号**

紀の川用水土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定した

ので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年6月23日から同年7月18日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、和歌山市まちづくり局農林水産部耕地課、岩出市事業部土木課、紀の川市農林商工部農地課、橋本市経済部農林整備課、かつらぎ町建設課、九度山町建設課

#### 和歌山県告示第808号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町石船字栗原586の1
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第 809 号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡印南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南紀白浜空港線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市新庄町字田鶴1822番3地先から同市新庄町字名喜里1843番5地先まで	旧	14.95 } 29.07	166.40	
同上	新	18.55 } 32.50	166.40	

## 和歌山県告示第811号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 南紀白浜空港線

供用開始の区間 田辺市新庄町字田鶴1822番3地先から同市新庄町字名喜里1843番5地先まで

供用開始の期日 平成26年6月27日

## 和歌山県告示第812号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 有田湯浅線

供用開始の区間 有田郡湯浅町大字田字坂ノ西1327番2地先から同町大字栖原字下地1473番1地先まで

供用開始の期日 平成26年7月9日 正午

## 和歌山県告示第813号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成26年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3265	田辺市稲成町字松之平2358番1の一部 田辺市稲成町字長田2128番の一部、2128番1の一部	田辺市稲成町2083番地の1 岩戸惣一	平成 26. 6. 10	6. 00	46. 24

## 和歌山県告示第814号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成26年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3238	日高郡みなべ町芝字岡921番8の一部、里道	西牟婁郡白浜町堅田2760番地の104 雑賀あけみ	平成 26. 6. 11	4. 00	29. 38

## 警察本部告示

## 和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年6月20日

和歌山県警察本部長 下田 隆 文

## 1 一般競争入札に付する業務の名称等

## (1) 調達役務の名称

放置車両確認事務委託業務

## (2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

## (3) 調達役務の仕様等

放置車両確認事務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成26年6月20日（金）において、次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、都道府県税及び社会保険料に未納がない者であること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること、かつ、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与していない者であること。
- (7) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- (8) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
- (9) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。
- (11) 和歌山県内に事務所を有していること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 一般競争入札参加資格申請書
  - イ 事業経歴書（定款を添付すること。）
  - ウ 使用印鑑届
  - エ 誓約書
  - オ 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状
  - カ 所在地見取図
  - キ 一般競争入札参加資格審査申請提出書類確認書
  - ク 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
  - ケ 印鑑証明書（入札公告の日以降に交付されたもの）
  - コ 次に掲げる税金等に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの
    - （ア）法人税並びに消費税及び地方消費税
    - （イ）法人にあっては主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目
    - （ウ）社会保険料の滞納がない旨の証明（提出日直近1か年分）
  - サ 財務諸表（直近2か年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）
  - シ 和歌山県公安委員会から交付を受けた登録通知書又は登録更新通知書の写し
  - ス 駐車監視員資格者証の写し
- (2) (1) のアからキまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成26年6月20日（金）から同年7月10日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成26年6月20日（金）から同年7月14日（月）までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センターに対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

### 4 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階会議室⑨

(2) 日時

平成26年6月25日（水）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成26年6月20日（金）から同年7月17日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

6 資格審査申請書類の配布及び提出場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

和歌山市西1番地 交通センター2階

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0356

ファクシミリ番号 073-475-0359

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成26年7月23日（水）までに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成26年7月24日（木）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答は、平成26年7月28日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公 告

### 入 札 公 告

放置車両確認事務委託業務について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札を行うので、自治法令第167条の6及び第167条の10の2第6項の規定に基づき公告する。

平成26年6月20日

和歌山県警察本部長 下 田 隆 文

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度

平成26年度及び平成27年度

(2) 調達役務の名称

放置車両確認事務委託業務

(3) 入札件名

次のア及びイの入札件名ごとに入札を行う。

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

(4) 調達役務の仕様書

放置車両確認事務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 履行期間

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成26年和歌山県警察本部告示第2号に規定する放置車両確認事務委託業務の一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター（以下「交通指導課」という。）  
和歌山市西1番地 交通センター2階  
郵便番号 640-8524  
電話番号 073-473-0356

## (2) 期間

平成26年6月20日（金）から同年7月10日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間

## 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

## (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の（1）に同じ。

## イ 期間

3の（2）に同じ。

## (2) (1)により交付する入札説明書等に関して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、交通指導課に対して平成26年6月20日（金）午前9時から同年7月14日（月）午後5時までに書面により行うものとする。

回答は、平成26年7月16日（水）までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、重要な質疑内容の場合は全員に書面により行い、その回答は入札説明書等に優先する。

## 5 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階会議室⑨

## (2) 日時

平成26年6月25日（水）午前10時

## 6 総合評価一般競争入札の執行の場所及び日時等

## (1) 総合評価一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階会議室⑨

## イ 日時

(ア) 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

平成26年7月29日（火）午後1時30分

(イ) 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

平成26年7月29日（火）午後2時

## (2) 提出書類及び提出方法

入札件名ごとに、入札書及び入札説明書に定める提出書類（以下「提出書類」という。）を入札当日に指示された方法により提出すること。

なお、郵送等による提出は認めない。

## 7 落札者の決定方法

自治法令第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、予定価格の制限の範囲内の金額をもって入札した者のうち、金額その他の条件がこの事業にとって最も有利な入札を行った者を落札者とし、その審査手順及び落札者の選定は、次のとおりとする。

## (1) 審査手順

和歌山県確認事務委託審査委員会において決定した放置車両確認事務委託落札者決定基準に基づいて審査する。

## (2) 落札者の選定

提出書類の条件項目評価による審査結果に入札金額の評価点を加えて、総合評価により審査した結果を踏まえ落札者を選定する。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、仕様書様式第2-1号（その3）に基づく推定総金額（以下「推定総金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き落札者決定後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、推定総金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、交通指導課の職員が立ち会うものとする。

## 12 契約書の要否

要

## 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

## ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課出納係

## イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 詳細は、入札説明書による。